

千葉県建築基準法第43条第2項の規定による  
接道の特例に関する基準（案）（新旧対照表）

新	旧
<p><b>第2 認定基準</b></p> <p>1 <u>建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下、「省令」という。）第10条の3第1項で定める避難及び通行の安全上必要な道の基準</u> (略)</p> <p>2 <u>省令第10条の3第3項で定めるその用途及び規模に関する基準</u> <u>法別表第1（い）欄（1）項に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が500㎡以内のもの（建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1号、第4号及び第5号に掲げる特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積が当該各号に定める面積を超えるものを除く。）であること。</u></p> <p>3 <b>形態規制等の付加</b> 認定する建築物については、当該認定に係る道を法第42条に規定する道路とみなして、法第52条第2項（前面道路幅員による容積率制限）、法第56条（建築物の各部分の高さ）、法第58条（高度地区）、<u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第20条（採光の有効算定）及び条例の規定を適用する。</u></p>	<p><b>第2 認定基準</b></p> <p>1 <u>建築基準法施行規則（以下、「省令」という。）第10条の3第1項で定める避難及び通行の安全上必要な道の基準</u> (略)</p> <p>2 <u>省令第10条の3第3項で定めるその用途及び規模に関する基準</u> <u>「延べ面積（同一、敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が200㎡以内の一戸建ての住宅であること。」</u> <u>一戸建ての住宅とは、用途上不可分である附属建築物は含まれるが、事務所や店舗等の用途を兼ねている住宅は除くものとする。</u></p> <p>3 <b>形態規制等の付加</b> 認定する建築物については、当該認定に係る道を法第42条に規定する道路とみなして、法第52条第2項（前面道路幅員による容積率制限）、法第56条（建築物の各部分の高さ）、法第58条（高度地区）<u>及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条（採光の有効算定）、建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第三十九号）の規定を適用する。</u></p>

### 第3 許可基準

1～3 (略)

#### 4 形態規制等の付加

第2項及び前項(1)から(4)に規定する道又は通路に接する敷地の建築物については、当該道又は通路を法第42条に規定する道路とみなして、法第52条第2項(前面道路幅員による容積率制限)、法第56条(建築物の各部分の高さ)、法第58条(高度地区)、政令第20条(採光の有効算定)及び条例の規定を適用する。

附則

1 この基準は、平成11年5月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成25年12月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成31年1月11日から施行する。

附則

1 この基準は、令和 年 月 日から施行する。

### 第3 許可基準

1～3 (略)

#### 4 形態規制等の付加

第2項及び前項(1)から(4)に規定する道又は通路に接する敷地の建築物については、当該道又は通路を法第42条に規定する道路とみなして、法第52条第2項(前面道路幅員による容積率制限)、法第56条(建築物の各部分の高さ)、法第58条(高度地区)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第20条(採光の有効算定)、建築基準法施行条例(昭和36年千葉県条例第三十九号)の規定を適用する。

附則

1 この基準は、平成11年5月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成25年12月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成31年1月11日から施行する。